

# 戸田市防災基本条例（案） 概要版

## 前文

### 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 地域防災計画への反映

### 第2章 責務

- 第5条 市民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 市の責務
- 第8条 議会の責務

### 第3章 予防対策

- 第9条 防災教育の推進
- 第10条 防災訓練の実施
- 第11条 災害への備え
- 第12条 自主防災活動
- 第13条 ボランティア等の活動促進
- 第14条 災害に強いまちづくりの推進
- 第15条 災害時要配慮者への支援

### 第4章 応急対策

- 第16条 応急対策の実施
- 第17条 避難及び避難生活
- 第18条 帰宅困難者への支援

### 第5章 復興対策

- 第19条 復旧・復興対策

### 第6章 他の地方公共団体との連携・支援

- 第20条 受援計画、防災に係る協定の締結
- 第21条 他の被災地に対する支援

## 前文

戸田市は、埼玉県南東部に位置し荒川の自然に恵まれ、江戸時代には中山道の「戸田の渡し」が設置されるなど、交通の要衝として栄えてきた都市です。しかし、荒川によって形成された沖積平野に位置しているため、荒川が氾濫すると市域全体が浸水する可能性や、大地震によって、建造物の直接的な被害のほか、広範囲で液状化が発生し、被害が甚大となることが想定されます。さらに、豪雨による災害が毎年各地で発生し、また、大地震の発生も危惧されています。

このため、戸田市においては、被害が広範囲に及びやすいという地形的条件に対処して、市民の生命・尊厳・財産を守ることができるよう、災害に対する備えを常日頃から整えていくことが課題となっています。

防災には、市民一人ひとりの実践（自助）とともに、各地区の市民が連携した活動（共助）、行政の最大限の対策（公助）が欠かせません。

そこで、自助・共助・公助の考え方を念頭に地域防災のさらなる向上のため、市民・事業者・戸田市などの責務を明確化し、一体となって防災対策に取り組めるように、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

#### 第1条

この条例は、自助・共助・公助の考え方のもとに、市民の生命、尊厳及び財産を守る上での基本理念と、防災対策に関する市民、事業者、市のそれぞれの責務と役割を明らかにし、災害の予防対策、応急対策、復旧・復興対策及び応援協力に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

### （定義）

#### 第2条

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### (1) 災害

地震、豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象又は大規模な火事など災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。

##### (2) 防災

災害を未然に防止、あるいは災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐ

ための減災、加えて災害からの復旧・復興を図ることをいう。

(3) 市民

市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者及び市内に通勤、通学する者をいう。

(4) 事業者

市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

(5) 市

戸田市の市政を担う行政機関のことをいう。

(6) 自主防災組織

共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減することを目的に、町会・自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。

(7) 防災関係機関

警察、消防本部その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する関係機関をいう。

(8) 帰宅困難者

通勤、通学、買い物などにより外出している者のうち、災害が発生したことにより自宅や目的地に到達することが困難になった者をいう。

(9) 災害時要配慮者

高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国籍の者等のうち、災害時に避難誘導及び避難所等の滞在において配慮を要する者をいう。

(10) 分散避難・在宅避難

分散避難は、被災していない地域の親戚宅や知人宅等へ避難すること。在宅避難は、自宅が安全であることが確認できる場合は、無理に避難せずに自宅に留まることをいう。

(11) 避難所

災害から身を守るために市民などが避難し、一定期間滞在するための施設をいう。

(12) 避難場所

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、身を守るために一時的に滞在する場所又は施設をいう。

(13) 自助・共助・公助

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自ら防災対策に取り組むこと。共助とは、近隣や地域の方々と協力して防災対策に取り組むこと。公助とは、市役所、消防、警察などの公的機関等が防災対策に取り組むことをいう。

（基本理念）

第3条

市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき災害に備えなければならない。

- (1) 自助・共助・公助を一体として災害に立ち向かわなければならない。
- (2) 防災対策は、災害による被害を最小限にとどめることを基本に取り組みなくしてはならない。
- (3) 防災対策を進める上では、災害時要配慮者、その他被災者の事情から生じる多様なニーズに対応した対策に取り組み、災害時においても人間としての尊厳が重んじられるように努めなければならない。
- (4) 市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害への対応力を高めるとともに、助け合いの精神を育むことで、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していくよう努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

#### 第4条

戸田市防災会議は、この条例の基本理念を戸田市地域防災計画に反映させなければならない。

## 第2章 責務

(市民の責務)

#### 第5条

市民は、自分の身は自分で守るという自助の意識を持ち、災害時において、自己及び家族の安全を確保するために必要な備えを整えるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

2 市民は、相互に協力し共助となる防災対策に取り組むことができるよう、日常から地域での助け合いについて備えることに努めるものとする。

3 市民は、国、県、市及び防災関係機関が実施する公助となる防災対策に協力するとともに、共助を進めるために自主防災組織、事業者、学校等が実施する防災対策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

#### 第6条

事業者は、従業員等及び事業所等への来訪者や周辺住民の安全を確保し、生命を守るために施設や設備に対して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるとともに、その内容を周知するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得することができるよう、必要な研修、訓練等を実施するよう努めるものとする。

4 事業者は、市民及び自主防災組織との連携に努めるとともに、市、防災関係

機関等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条

市は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、国、県、市民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、総合的な防災対策の推進を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、防災意識の高揚と災害への備え等の充実を図るため、必要な情報を提供、共有しなければならない。

3 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民及び事業者の自発的な防災対策の促進を図るようにしなければならない。

4 市は、市が管理する施設・設備等の安全の確保を図るとともに、民間の建築物の耐震化の促進について指導、助言及び支援を行う等により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(議会の責務)

第8条

議会は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の防災対策への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

3 議会は、災害時には議会災害対策支援本部を設置し、市の災害対策本部と協力して市内の被害の状況に関する情報を収集及び整理し、災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。

4 議会は、国、県及び市への災害復旧の推進及び支援活動の実施並びに調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

第3章 予防対策

(防災教育の推進)

第9条

市民及び事業者は、災害はいつでも起こりうるという認識のもと、日頃の防災意識の高揚とともに、防災に関する知識及び技術の積極的な習得に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び自主防災組織に対して、学校教育を含むあらゆる機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための防災教育を支援しなければならない。

3 市は、防災活動を支える人材を育成するための防災教育を充実させるものとする。

4 市は、災害時に適切に対応できるように市職員等に対して、日頃から職務に対応した防災教育を実施するものとする。

#### (防災訓練の実施)

#### 第10条

市は、国、県、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、総合的な防災訓練を実施し、検証、見直しによって不断の向上を目指すものとする。

2 市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対して積極的な支援及び協力を行うものとする。

3 市民及び事業者は、災害発生時にとるべき行動を学び、日頃の備えを確かなものとするため、市、自主防災組織、事業者等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

4 市は、災害発生時に適切に対応できるように、市職員等に対して定期的に防災訓練を実施しなければならない。

#### (災害への備え)

#### 第11条

市民は、災害に備える自助として、次に掲げる事項に取り組むとともに、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否確認手段の取り決め
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 家族構成、健康状態等を考慮した非常持出品の準備
- (6) 家具等の転倒防止及び落下防止の対策
- (7) 自宅の耐震性の確保
- (8) その他災害に必要な備え

2 事業者は、災害に備える自助として、次に掲げる事項に取り組むとともに、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (1) 従業員等の安否確認手段の確保
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
- (6) 施設等の耐震性の確保
- (7) その他災害に必要な備え

3 市は、災害時の公助を適切に進めるため、次に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 情報の収集、整理、提供、共有体制の充実及び強化
- (2) 備蓄体制の充実及び強化
- (3) 応援受入体制の整備
- (4) 公共施設の強靱化
- (5) 必要な物資の供給・輸送などが適切に行われるように、あらかじめ関係事業者等と協定等を締結し必要な体制を確立する
- (6) その他災害に必要な備え

(自主防災活動)

#### 第12条

市民及び事業者は、自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、その活動に積極的に参加し協力するように努めるものとする。

2 市は、自主防災活動を行う組織への支援及び協力を積極的に行うものとする。

3 自主防災組織は、自主防災活動において中心的な役割を担う人材の育成を行うとともに、様々な人が参加し、活動しやすい環境づくりを進めるために、日頃から地域との連携を深めるよう努めるものとする。

(ボランティア等の活動推進)

#### 第13条

市は、災害時のボランティア活動への理解を深め参加が促進されるよう、日頃から必要な普及啓発を行い、ボランティアの育成を図るよう努めなければならない。

2 市は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会と連携し、災害時における外部からの支援を積極的に受け入れられるように、災害ボランティアセンターの設置等、活動環境の整備に努めなければならない。

3 市は、外部からの支援を生かすため、支援を受けるための体制を整えるとともに災害時には外部支援者などに対して積極的に情報を発信し、また共有するように努めなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

#### 第14条

市は、国、県と連携し道路、河川、公園等の都市基盤の整備及び市街地の再整備、その他あらゆる事業を通じて、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

2 市は、市民、事業者らに対して、災害が発生した場合における被害の拡大を

防ぐため、建築物の耐震性及び耐火性の確保、ブロック塀等の転倒防止、屋外広告物や建築物の外壁タイルの落下防止等について、適切な情報提供及び助言を実施していくことに努めなければならない。

(災害時要配慮者への支援)

#### 第 15 条

市は、災害時において災害時要配慮者の支援を的確に行うために必要な支援情報の収集整理を実施するとともに、これらの情報を自主防災組織その他の関係機関と情報共有しなければならない。

2 市は、災害時要配慮者に対して、災害時における避難行動や避難生活に関する情報を提供し、災害時要配慮者、医療・福祉関係者と自主防災組織その他の関係機関との連携が深まるように努めなければならない。

3 市民、事業者、自主防災組織、医療・福祉関係者等は、平常時から地域の災害時要配慮者と顔の見える関係を築き、災害時においては、災害時要配慮者の安否確認、救出・救助、避難誘導等の支援に努めるものとする。

### 第 4 章 応急対策

(応急対策の実施)

#### 第 16 条

市は、災害時において国、県及び防災関係機関と連携して、救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うなどあらゆる手段を講じて市民の生命、尊厳及び財産を守るものとする。

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、事業者、自主防災組織などに対し、速やかに避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

3 自助・共助を進めるため、市民、事業者、自主防災組織等は、次に掲げる事項について、自ら実施するように努めるものとする。

- (1) 災害時の正しい情報の収集、共有及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 近隣住民同士の避難の呼びかけ及び支援
- (5) 災害時要配慮者への支援
- (6) 帰宅困難者への支援
- (7) その他必要な応急対策

(避難及び避難生活)

#### 第 17 条

市は、災害が発生するおそれがある場合、市民、事業者に対して早期避難を促さなければならない。

2 市は、あらかじめ安全な避難場所及び避難所を指定するとともに、その運営の手順を定めるほか、必要な物資を確保しなければならない。

3 市は、避難所の運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア等と連携し、地域の主体的な取り組みを尊重するとともに、災害時要配慮者、その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮するよう努めなければならない。加えて、感染症対策を含め避難者が安全で健康に配慮された避難生活を営めるように努めなければならない。

4 市民、事業者は、災害の種類や各自が置かれた状況を踏まえ、少人数による分散避難や在宅避難あるいは、避難場所・避難所への避難を開始し身の安全を確保することに努めなければならない。

(帰宅困難者への支援等)

#### 第18条

市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市民は、災害に備え、安全に帰宅又は目的地へ到達ができるよう、あらかじめ経路等の確認に努めるものとする。また、帰宅困難者となった場合、自らの安全を確保するとともに、むやみに移動せずに帰宅困難となった場所における自治体や事業者等が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

### 第5章 復興対策

(復旧・復興対策)

#### 第19条

市は、平常時から災害後の復興手順、構想などを検討し、災害によって被害を受けた場合、市民の生活再建を図るために、国、県及び防災関係機関と連携し計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。また、市民、事業者が自ら取り組む生活再建、事業継続等に対して必要な支援を関係機関と連携して行うものとする。

2 市民は、自ら生活再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、自ら事業の継続又は再開を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

## 第6章 他の地方公共団体等との連携・支援

(受援計画、防災に係る協定の締結)

### 第20条

市は、災害時に他の地方公共団体等に対して協力の要請を円滑に行うことができるよう、受援計画を定め、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

(他の被災地等に対する支援)

### 第21条

市は、市域外で災害が発生した場合、その被害が甚大であり支援が必要と認めるときは、応急対策、復旧対策、復興対策の支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、市域外で災害が発生した場合は、当該被災地に対し可能な範囲で支援を行うよう努めるものとする。